

短期大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p><b>はじめに</b></p> <p>この短期大学評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が学校教育法第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立短期大学に係る機関別認証評価<sup>※</sup>に関するものです。短期大学評価基準は、11の基準で構成されています。</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>この短期大学評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立短期大学に係る機関別認証評価<sup>※</sup>に関するものです。短期大学評価基準は、11の基準で構成されています。</p>	<p>学校教育法等の一部改正による条文のずれを修正した。</p>
1	<p>基準1 短期大学の目的</p> <p>趣旨 (2段落目) 各短期大学は、それぞれが持つ設立の理念、歴史、環境条件等を踏まえた上で、その短期大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は、学校教育法第108条に定められた「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」との短期大学一般が果たすべき目的から外れるものであってはならないことは当然です。また、目的は、教職員や学生等学内に広く周知されているとともに、社会に対して公表されている必要があります。</p>	<p>基準1 短期大学の目的</p> <p>趣旨 (2段落目) 各短期大学は、それぞれが持つ設立の理念、歴史、環境条件等を踏まえた上で、その短期大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は、学校教育法第69条の2に定められた「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」との短期大学一般が果たすべき目的から外れるものであってはならないことは当然です。また、目的は、教職員や学生等学内に広く周知されているとともに、社会に対して公表されている必要があります。</p>	
2	<p>基本的な観点</p> <p>1-1-② 目的が、学校教育法第108条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。</p>	
26	<p>用語の解説</p> <p><b>【機関別認証評価】(i頁)</b> 学校教育法第110条の規定により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。</p>	<p>用語の解説</p> <p><b>【機関別認証評価】(i頁)</b> 学校教育法第69条の4の規定により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。</p>	
27	<p><b>【自己点検・評価】(20頁)</b> 学校教育法第109条に規定される、短期大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該短期大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。</p>	<p><b>【自己点検・評価】(20頁)</b> 学校教育法第69条の3に規定される、短期大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該短期大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。</p>	